

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担
2分の1復元を求める意見書

我が国における1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数はOECD諸国に比べ多くなっている。

また、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子供たちへの配慮、いじめや不登校の課題など、学校を取り巻く状況は複雑・困難化し、さらには、新しい学習指導要領により授業時数・指導内容が増加しており、これらの解決には少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた結果、自治体の財政は圧迫され、非正規教職員の増大など教育条件格差も生じている。

子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

よって、国においては、平成29年度予算編成において、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 子供たちの教育環境改善のため、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月22日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／財務大臣／文部科学大臣